

## 第12期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の活動状況等について

令和6年11月25日

第12期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会各専門委員会における活動状況（令和6年11月時点）は以下のとおり。

1. ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の規制の在り方に係る検討状況について

- 令和6年11月18日に、ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会（厚生労働省専門委員会等との同時開催）において、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用や適正な取扱いのための規制の在り方について審議を行い、了承された。
- また、令和6年11月20日～22日に、特定胚等研究専門委員会において、同内容について書面審議を行い、了承された。
- 引き続き、関係省庁において、両委員会でいただいた御意見を踏まえ、更なる検討を進めてまいりたい。

2. 遺伝子組換え研究の規制の見直しの検討状況について

- ① 新型インフルエンザ特措法のもとで政府対策本部が設置された状況下での大臣手続の見直し案について

「研究開発に係る主務大臣が定める人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする必要がある場合を定める件」について、パブリック・コメントを実施し、その結果を令和6年11月19日に遺伝子組換え技術等専門委員会において報告し、告示案が了承された。

- ② 大臣の確認を必要とする遺伝子組換え生物等の範囲

見直しの方向性を踏まえた省令等の改正案について、同委員会で審議を行い、了承された。今後、パブリック・コメント等を実施の上、省令等の改正案を制定してまいりたい。

以上